

規制の事前評価書

法令案の名称：保険業法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展を図るための措置

規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部署：金融庁企画市場局総務課保険企画室

評価実施時期：令和7年9月30日

1 規制の必要性・有効性

【新設】

大規模な乗合代理店である生命保険募集人に対する体制整備義務の強化

<法令案の要旨>

- 保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展を図るため、保険業法の一部を改正する法律（令和七年法律第五十四号）において措置された特定大規模乗合損害保険代理店の業務運営に関する体制整備義務と同様の体制整備義務を大規模な乗合代理店である生命保険募集人に対して措置するもの。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 今般発生した保険金不正請求事案において、大規模な乗合代理店に対しては保険会社の営業上の配慮が働きやすく、保険会社との力関係が逆転する傾向にあることや、複数の保険会社が業務を委託することにより適切な管理・指導等が行き届きにくくなることから、問題が生じやすい状況にあることが明らかとなった。
- また、自動車修理業等の、保険金から修理費等の支払いを受けることで利益を得られる事業を兼業する大規模な乗合代理店において、不正な修理等の請求が行われ、これに対し保険会社が過大な保険金の支払いを許すこととなり、結果として顧客の利益が害されることとなった。
- したがって、大規模な乗合代理店自身に対して、法令上、必要な体制整備義務を強化していく必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 生命保険募集人のうち、保険契約の保険者となるべき二以上の保険会社を有する法人であって当該保険会社から受領した手数料等の対価の額が一定の額以上であること等の要件を満たす者の業務運営に関して、保険業法第294条の4各号に掲げる措置（次に掲げるもの）等に準ずるものを義務付ける。
 - 特定大規模乗合損害保険代理店の各営業所又は事務所に、法令等遵守責任者を設置すること。
 - 特定大規模乗合損害保険代理店の本店又は主たる事務所に、法令等遵守責任者を指揮すること等を行う者を設置すること。
 - 苦情の適切かつ迅速な処理を図るために必要な措置。
 - 保険募集の業務以外の一定の業務を行う特定保険募集人である特定大規模乗合損害保険代理店においては、その行う保険募集の業務以外の業務により、保険金の支払いに不当な影響を及ぼさないよう適切に監視すること等の措置。

【緩和】

保険仲立人の保証金の最低金額等の引下げ

<法令案の要旨>

- ・ 保険業に対する信頼性の確保及びその健全な発展を図るため、保険仲立人の活用促進に向けた対応として、保険仲立人の保証金の最低金額等の引下げを行うもの。

<規制を緩和する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 今般発生した保険料調整行為事案における環境等の背景として、顧客の委託を受けて、保険会社から独立した立場から保険契約の締結の媒介を行う保険仲立人に関して、企業内代理店が企業向け保険市場で主な販売チャネルとなっていることもあり、その認知が広がっておらず、企業による活用も進んでいない実態が明らかとなった。
- ・ こうした状況の下、同事案の再発を確実に防止するとともに、企業向け保険市場等における健全な競争環境を実現する観点から、保険仲立人の活用を促進し、販売チャネルをより多様化させ、販売面での競争をより促すべきと考えられる。
- ・ したがって、保険仲立人の活用促進に向けた対応として、保険仲立人の保証金の最低金額等の引下げを行う必要がある。

<必要となる規制緩和の内容>

- ・ 保険仲立人が供託しなければならない保証金の最低金額を 2,000 万円から 1,000 万円に引き下げる。
- ・ 保険仲立人賠償責任保険契約を締結した保険仲立人が保証金の一部の供託をしないことができる限度額（当該保証金の額から 2,000 万円を控除した額）について、その控除額を 1,000 万円に引き下げる。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設】

大規模な乗合代理店である生命保険募集人に対する体制整備義務の強化

<その他の規制手段の検討状況>

☒ 検討した ☐ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 代替案として、全ての乗合代理店である生命保険募集人の業務運営に関して、体制整備義務を強化等することも検討したが、代替案の場合、全ての乗合代理店である生命保険募集人において一律に、より高水準の規制を遵守する費用が発生することになり、過重な規制手段となることが想定されることから、採択しないこととした。
- ・ また、全ての兼業の生命保険募集人に対して、顧客の利益を不当に害することを防止する体制整備義務を導入することも検討したが、仮に中小規模の兼業生命保険募集人が兼業業務に係る不正な業務の対価の請求を行っても、（大規模な乗合代理店である生命保険募集人のように）保険会社からの営業上の配慮は働かず、保険会社による適切な保険金支払査定を通じてこうした不正な修理費等の請求を防止できると考えられることから、採択しないこととした。

<その他非規制手段の検討状況>

☒ 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

- ☐ 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- ☐ 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設】

大規模な乗合代理店である生命保険募集人に対する体制整備義務の強化

- ・ 本案では、下記 4 に記載のような遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、大規模な乗合代理店である生命保険募集人の業務品質の向上を通じて、顧客（保険契約者）が当該生命保険募集人からより適切な保険を選択・購入できるようになるほか、当該生命保険募集人の兼業業務に係る不正な業務の対価の請求を防止できるようになることから、プラスの効果がこれを上回ると考えられる。

【緩和】

保険仲立人の保証金の最低金額等の引下げ

- ・ 本案では、下記 4 に記載のような行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、保証金の最低金額等を 2,000 万円から 1,000 万円に引き下げることにより、保険仲立人の新規参入を促し、企業向け保険市場等における販売チャネルをより多様化させ、販売面での競争をより促すことができるようになることから、プラスの効果がこれを上回ると考えられる。

4 負担の把握

【新設】

大規模な乗合代理店である生命保険募集人に対する体制整備義務の強化

<遵守費用>

- ・ 規制対象となる大規模な乗合代理店である生命保険募集人において、体制整備義務の遵守（例えば、法令等遵守責任者設置のための追加的な人員の確保）に係る費用が発生する。
- ・ なお、規制の対象となる大規模な乗合代理店である生命保険募集人の数は、令和 5 年度において 500 社程度存在する「規模の大きい特定保険募集人」を絞り込んだ数となる見込み。具体的な数は、事後評価までに把握予定。

<行政費用>

- ・ 大規模な乗合代理店である生命保険募集人に対する体制整備義務の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。

【緩和】

保険仲立人の保証金の最低金額等の引下げ

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 該当なし

<行政費用>

- ・ 保険仲立人の数が増加することに伴い、検査・監督に係る費用が増加する。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・緩和】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

大規模な乗合代理店である生命保険募集人に対する体制整備義務の強化

- ・ 大規模性に着目して上乗せの義務を課すことについては、特に異論はないが、その対象については、相当程度大きいものに絞り込んでいくような合理的な範囲にさせていただくのが、あるべき方向性。
- ・ 体制整備や兼業に係る管理方針の策定については、合理性のある内容だと思うが、実際に細かい規制や運用を検討していく際に、代理店にとって過大な、人的、資金的負担にならないような、有効かつ必要最小限なものとしていただき、実態に即して合理的な義務を設定していただきたい。

保険仲立人の保証金の最低金額等の引下げ

- ・ 保険仲立人の保証金供託制度を見直して、供託に係る負担を軽減していただきたい。同業界や他業界と比較しても、2,000万円は高い。保険仲立人制度ができてから裁判外の紛争解決手続への持込み事案はなく、顧客に損失を与えるリスクが稀少であること等を踏まえると、1,000万円が妥当。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議：令和6年3月26日、4月25日、5月24日、6月7日
- ・ 損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ：令和6年9月27日、10月16日、10月30日、11月15日、12月5日、12月13日
- ・ 業界団体との意見交換会：
[生命保険協会] 令和6年11月15日、令和7年2月21日
[日本損害保険協会] 令和6年12月19日、令和7年2月20日

<関連する会合の議事録の公表>

- ・ 損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議：あり
(第1回) <https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/gijiroku/20240326.html>
(第2回) <https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/gijiroku/20240425.html>
(第3回) <https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/gijiroku/20240524.html>
(第4回) <https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo/gijiroku/20240607.html>
- ・ 損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ：あり
(第1回) https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/gijiroku/20240927.html
(第2回) https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/gijiroku/20241016.html
(第3回) https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/gijiroku/20241030.html
(第4回) https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/gijiroku/20241115.html
(第5回) https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/gijiroku/20241205.html
(第6回) https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/gijiroku/20241213.html
- ・ 業界団体との意見交換会：なし（「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」の公表あり）

6 事後評価の実施時期

【新設・緩和】

- ・ 「保険業法施行令の一部を改正する政令案」の施行後5年を目途として、この政令による改正後の保険業法施行令の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、同令の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。